

第2回 (仮称)三田市人と人との共生条例の策定に関する懇話会

日 時 令和2年7月17日(金) 午前10時00分～
場 所 市役所本庁舎 302会議室

次第

1 開会

2 報告

(1) 条例策定に関する要望の概要とその対応方法について **【資料1】**

3 議事

(1) 本日の懇話会の進め方及び今後の日程について **【資料2】**

(2) 条例に盛り込む内容(理念を実現する方法)について **【資料3】**

4 その他

次回開催日時： 9月 14日(月) 14時00分 ～

条例策定に関する要望の概要とその対応方法について

現時点で受け取っている条例策定に関する要望の概要及び要望への対応方法については、下記のとおりです。

1 要望の概要

(1) 条例の目的の明確化について

条例制定の背景、目的を明確にし、国の人権3法に基づき制定したことを明文化すること。

(2) 人権教育の推進、継続した市民への啓発活動について

それぞれの差別の実態や、歴史的背景、社会性を一つ一つ丁寧に把握し、「差別の現実から学ぶ」という視点を根幹とした人権教育、啓発活動の推進を明記すること。

(3) 人権意識調査、実態調査の実施について

定期的な人権の意識調査の実施、必要に応じた実態調査の実施を条例の中に盛り込むこと。

(4) 市民からの相談体制の整備、充実について

「駆け込み寺」のような専門部署を庁内に整備すること、市職員への人権研修の継続的な実施を盛り込むこと。

(5) 常設の審議会の設置について

施策の推進と、人権侵害や人権救済に関して必要な措置を講じるために、常設の審議会設置を盛り込むこと。

(6) 当事者の意見反映について

当事者の意見を聞き、その内容を条例に反映させること。

(7) 三田市の人権施策検証について

これまでの人権施策について、検証、総括を明らかにし、市民に公表すること。

(8) 懇話会の役割や委員選定について

懇話会の役割はどのようなものか。懇話会の委員はどのように選定したのか。

2 要望への対応方法

- ・ (1)～(5)については、今後の懇話会での議論を踏まえて、市において対応を判断します。
- ・ (6)～(7)については、懇話会とは別にして、市において対応を判断します。
- ・ (8)については、質問に対する回答を、市において行います。

本日の懇話会の進め方及び今後の日程について

1 本日及び次回の進め方

論点★1 条例全体の構成と盛り込む内容 及び 論点★2 条例の実効性 は、密接に関係しており、目指すべき理念の実現のためには、実効性を担保する条文が必要となります。(第1回の論点★1の資料では、6 市の責務、7 市民・事業者の役割、8 教育と啓発 を具体化するイメージです。)

また、一方で、今後の社会情勢の変化により新たに生じる差別や人権課題に対して、その度に条例改正を行わなくても、ある程度の期間は対応できるような条例の内容にしたいと考えています。

そこで、下記のステップにより、検討を進めたいと思います。

Step1 理念の実現のためには、 といいのか、また、それを 実施すればいいのか について、別紙資料3を参考として、検討する。

Step2 Step1で検討した内容について、 と、 (基本方針、個別の計画、個別の方針等) で対応すべきものに整理する。

なお、各委員の多方面にわたる視点からみなさまの共通理解を得るために、ワークショップ形式で進めたいと思います。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

2 今後の懇話会の日程

	日 程	内 容
第2回	7月17日(金)	・論点1・2 (上記 Step 1、Step 2)
第3回	9月14日(月)	
第4回	10月12日(月)	・意識調査の分析結果の報告 ・論点3 前文に盛り込む内容の検討
第5回	10月下旬 or 11月上旬	・条例の名称検討 ・全体を通して

条例に盛り込む内容（理念を実現する方法）について（検討資料）

理念・目標

《条例が目指すまちづくり》

すべての人が互いの人権を尊重し、一人一人の多様性を認めあい、社会的な孤立や排除から守り、人と人々が支え合い共に生きていく

誰が

何をするのか

どのようにするのか

《市》

1 **《人権施策の推進》**
様々な場において人権が尊重されるよう、人権施策を推進しなければならない。

2 **《基本方針の策定》**
人権施策に関する基本的な方針を定めなければならない。

既存の「三田市人権施策基本方針」を、社会情勢の変化に合わせて見直しを図る

3 **《行財政措置》**
条例及び基本方針に基づく施策の推進に必要な予算や体制の確保に努める。

厳しい財政状況の中でも、まちづくりの基本である認識のもと、予算や職員体制の確保に努める。

4 **《個別施策の推進》**
弱者や少数者に対する各施策の推進に努める。

日常生活に支障をきたすような制度など、実態面の改善を図るために、各分野の施策を推進する。

5 **《教育・啓発の推進》**
学校や社会における教育・啓発に努める。

弱者や少数者に対して、差別を受ける謂われはないことなど、エンパワメントの視点での研修を行う。

人権侵害や差別の実情を踏まえた内容の教育・啓発を行う。

6 **《相談機能の確保》**
困りごとの解決に向けた相談体制と、相談内容から施策や事業につなげる課題を抽出する。

様々な分野の専門的な相談体制と、総合的な相談体制の両立を図る。

7 **《取り組みへの支援》**
市民や事業者の主体的な取り組みに対して、必要な支援を行う。

さんだしじんけん かんが かい
三田市人権を考える会への支援を通じて市民や事業者への支援を行う。

8 **《推進体制の整備》**
条例及び基本方針に基づく施策の推進にかかる事項の調査審議を行う機関を設置する。

三田市人権のまちづくり推進委員会において、条例に基づく必要な施策や、基本方針の進捗状況等を審議する。

9 《 》

10 《 》

理念・目標

《条例が目指すまちづくり》

すべての人が互いの人権を尊重し、一人一人の多様性を認めあい、社会的な孤立や排除から守り、人と人々が支え合い共に生きていく

誰が

何をするのか

どのようにするのか

《市民》

11

《人権のまちづくりの推進》

市と共に自らがまちづくりの担い手として、あらゆる人権に関する課題解決に向けた取り組みを進める。

12

《 》

13

《 》

《事業者》

14

《人権のまちづくりの推進》

市と共に自らがまちづくりの担い手として、あらゆる人権に関する課題解決に向けた取り組みを進める。

15

《 》

16

《 》

《 》

17

《 》

18

《 》

19

《 》